

鎌 情 ・ 個 審 議 第13 号  
令和 5 年 (2023 年) 1 月 17 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会長 嘉 藤 亮

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

鎌倉市個人情報保護条例第 9 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 (2023 年) 1 月 16 日付け鎌市健第 5024 号をもって諮問のありました個人情報の利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、諮問の対象となる個人情報の取得及び事業の実施にあたっては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第 9 条第 3 項の規定による本人への通知は省略することができます。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

番号	事務 担当課	事務の 名称	個人の 類 型	利用する 個人情報	利用する理由	利用先
48	市民健 康課	相談支援業 務	対象者	死産届に記載され ている死産情報 (死産があったとき の母の年齢・住所、 死産の日時)	死産等の情報を 把握することで、 それらを経験し た女性等に対す る心理社会的な 支援を適切に行 うため。	市民課